

はじめに

- ①貨幣の変遷・貨幣の効用—素材価値から信用価値へ—不換紙幣にいたる—権力の問題
貨幣制度=官制体系—権力強度・経済の完結制・流通経済の成立—信用貨幣
- ②「貨幣としての貨幣」—物と物との交換を媒介する換算価値・基準貨幣—〔統一基準〕
〔官僚機構〕ところが現実の流通度・使用度のみが通説では主たる問題になっていた。
- ③公定価格と時価(和市)の差—官衙価法と国例の価法は官制体系内部の問題
- ④埋蔵銭貨の問題—キャッシュレス—銅貨は重い—米・商品と何方が重いか—為替の発達
銅貨は余り動かない—裏付けの貨幣蓄蔵—土倉などの信用性が無い・徳政・タンス預金
- ⑤撰銭と撰銭禁制—信用貨幣化の胎動—経済政策の問題—統一権力の貨幣発行の過渡期
・貨幣輸入問題と信用貨幣問題・市場構造—鑄型の発見—私鑄銭問題

(一) 皇朝十二銭の効用—富本銭—米原説—素材価値と信用貨幣の差額を国家が取る？

- ・通説—国家の形式権威的鑄銭=国家理念—流通すべき市場構造に至っていない
私—官位制と同じく統一基準が経済にも必要+統一貨幣鑄造が国家利益にもなる
- ・封戸物納入—基準貨幣=換算値としての銭の役割—なぜそれが必要になるか
—特産物市場の形成—貢納物の商品化による—代物弁済による交換経済の必要性
- ①律令制収税機構—本来的に交換経済を付随している—租庸調の税制—調布収納・交易
雑物・国衙工房での生産—指定品納入—律令税制そのものが交換経済を前提とする構
造をもっていて、その一環としての貨幣鑄造—それが平安期にはより激しくなる—
- ②估価法の問題—平安時代の国衙収税—品質による値段の差—貨幣換算—他の物資に代
物弁済—和市の価—国例の価法—官衙の估価法=国による估価(脇田1969・1998)
- ・品質の差・時価の差・地域の値段の差—その差額による収益「調庸粗悪・違期未進」
- 1)延暦17年(798) 官符：諸国交易に估価を設定して高価—低価、を詐注(史料1)
- 2)天曆元年(947) 日本紀略：雑物の価直を減定(和市を改めて估価を設定)
- 3)東大寺封戸弁済の例—平安遺文183号・257号(史料2)
- 4)永延元年(987) 十一月二十七日条：十五大寺に銭を用うべきの由を祈らしむ。
- 5)永延2(988)「尾張国郡司百姓等解文」の藤原元命の非法—和市の価—国例の価法—
官衙の価法との矛盾による差額(史料3 と参考史料：延喜14年8, 8, 官符)
- 6)長徳4(998)権記：貨幣改鑄の遅れ問題となる(皇朝十二銭：天徳2年958)
- 7)永承元年(1046)平安遺文631. 632号：上総国封戸150 戸代准銭62貫720文(史料4)
- 8)永承5年(1051)同678号；某国50戸調庸物—換算銭—『准米』—米で決済(史料5)
- 9)天喜3年(1055)東大寺封物注文752号—八丈絹上10疋・中8疋・下6疋品質の差
(史料6)
- ・估価法—天曆・応和・寛和・延久・保延・治承・文治・建久・建長「幕府も」・元徳
・銭の交換基準価値としての効用—貨幣が流通基準として—一本化しない段階だが、品質
などの価値基準に便利(脇田1969, P. 42)—基準銭としての価値の下落—貨幣改悪—信
用度低下—信用貨幣にならぬ—『准米』がこの位置に取って変わる—撰銭時期と—見
似た現象—米・絹などの莊園年貢の単純化現象—交換経済の発達(永原)

- ・宋銭—私鑄銭なみ—理念と現実—官制体系と民間流通の問題—宋銭使用初見史料＝平安遺文2707号文書（百卷本東大寺文書・売券）久安6(1150)「直銭貳拾（七）貫文」皇朝12銭も入れて銭すべて・シノリ遺跡（宋銭大部分・皇朝12銭を含む）
- ・東大寺領大部莊神人「年貢犯用・和市上下」年貢＝銭—米寺納（正安元年—史料7）
- ・全時代を通じての〔マル公〕設定の意味

(二) 中世日明貿易の輸入貨幣の政治性と経済性

①佐藤進一(1963) 将軍＝日本国王の独占貿易＝貨幣発行権を掌握

批判＝現実面—統制貿易＝輸入通貨少量—後期：銅銭輸入は激減・輸出（田中1965・佐々木銀弥1970）。

②私—佐藤氏の見解に賛成、理論面・現実面からも妥当、鎌倉時代以来—輸入通貨—恒常的にデフレ現象—独占貿易の輸入制銭＝基準貨幣—幕府御用の特定金融業者—市場投入—市場操作・統制面での効果—幕府の独占貿易—経済面で全国を押さえ—京都を核とする求心構造を特権商人を通じて強化する上で大きな意義—その効果の重要な部分を銅銭輸入が占めた（脇田1976・1985）。

③貨幣輸入時の状況

1) 鑄造技術がない（三上1987）—銅に銀が含まれている—その理解？—NO？

原料の問題—佐々木氏—錫がないと紋が磨滅しやすい—無紋銭

2) 経済的利益—コスト問題—12～3世紀、金を輸出・宋銭輸入利益、15世紀金：銅銭比価—日中同等、金10両＝35～40貫文（脇田1992・表1）金輸出・銅銭輸入—日本相場金10両＝45文目＝銭34貫文（日本相場金10両＝45文目＝銭30貫文）同等—生糸輸入4～5倍、一般貿易利益が3～4倍。鑄造・発行＝利益。後醍醐天皇＝発行を議す

3) 原銅の問題—日本の原銅輸出—永享4年度（1432）最初。応永13年朝鮮太宗＝日本国王に銅1000斤贈呈—日本初期に輸出出来ない（小葉田1976・1969）。銅材輸出銅銭輸入は永享—応仁・文明の中期貿易のみ—銅銭輸入したかどうか？—正使が銅銭を乞う—代価の問題・銅材105貫目＝銭39貫文（永正18年（1521）談山神社文書）

4) 楠葉西忍談（『大乘院寺社雑事記』永正2年5月4日条）の明国流通事情—銀10文目北京＝銭1貫文・南京＝銭2貫文・寧波＝銭3貫文、日本＝銭1162～627文

④足利義満不発行の現実的な理由

1) 政治的理由—名目的な主権者は天皇—貨幣発行権は天皇—将軍＝実質的主権者＝日本国王—貨幣輸入も同じ路線。貨幣の年号も問題。

2) 経済事情—自鑄しても信用貨幣として通用しない国家権力の商業掌握度の問題。日本東アジアの明銭の通用度の問題。当時は「撰銭」の盛んな時期—撰銭される可能性—明銭＝信用貨幣（脇田1985・1992）。永正の遣明船—銅銭輸出、天文段階—禁止＝宋銭・明銭の私鑄銭の輸出

(三) 金銀銅貿易の推移と物価の上下

| ①金銀比価 | 日本 | 中国 |
|---------|---------|---------------------|
| 13・4世紀 | 金1：銀5 | |
| 1540年以前 | 金1：銀5～6 | 金10両：銭30貫文 1：7～8 |
| 1540年以後 | 金1：銀10 | 金10両：銭12～16貫文 1：7～8 |

- ②物価の推移—生糸＝1貫文—5貫文：325文—10倍（脇田1992）
- ③貿易決済—金基準（返金米「水左記」承暦5, 10, 25,）—15世紀初中国江南＝銀經濟
 銭—少額決済 貿易—往復とも商品荷を持ちかえる

(四) 「撰銭」と「撰銭禁制」と市場構造

(1) 「撰銭」と「撰銭令・撰銭禁制」の相違—「撰銭」と撰銭令（撰銭禁制令）との混乱

- ①「撰銭」—撰銭は貨幣制度が混乱したらいつでも起こる問題。
- 1) 中国北京1460年初見（足立啓二1992）—中国でももっと早くからあってもよい。
 ・撰銭と撰銭禁制との理解が混乱
 - 2) 日本での「撰銭」は、すでに弘長3（1263 吾妻鏡）「切銭」文永5（1268）永仁6（1298）美濃の茜部庄「磨銭」（小葉田1969）。南北朝期には康永2（1343 祇園執行日記）「新銭」（私鑄銭）として撰銭されている。

②私鑄銭の問題—「新銭作銅細工」（祇園執行日記）

- 1) 私鑄銭—中国・朝鮮・日本
- 2) 宋銭—京都（宋銭鑄型—○和○宝—宣和通宝カ—宋銭の私鑄銭多い）・堺などの宋銭鑄型の発掘（嶋谷）埋蔵貨幣の宋銭—中国制銭か？
- 3) 永楽銭—勘合貿易—明制銭—出土貨幣と文献上の貨幣の比定
 ・撰銭令の永楽銭「地銭のうちよき永楽」（幕府：鳴海氏由緒書—銭座奉行）
 ・後北条氏—鑄造
 ・地銭のうち（わるき）永楽」はあるか？（均一化している関東流通の永楽の善悪

③「撰銭令・撰銭禁制」（以下撰銭禁制と通称）の概略

- 1) 文明17年(1485)大内氏の「撰銭令・撰銭禁制」（大内氏掟書）
 撰銭—さかい銭・こうふ銭（なわ切の事也）・うちひらめ
 段銭—百文に永楽・宣徳を20文あて加える
 一般—百文のうち永楽・宣徳を30文加える—米の売買は銭をもってせよ
- 2) 明応9年(1500)幕府「撰銭禁制」—「日本新鑄料足」のみ撰べ・根本渡唐銭（永楽洪武・宣徳）は撰ぶべからず

| | |
|----------|-------|
| 「京銭・打平等」 | 地銭も含む |
|----------|-------|

 - ・永正2年(1505)幕府「撰銭禁制」
 - ・同3年同5, 6, 7年, 天文11年 同上 「其外ノとたう銭—100文に32銭」
 - ・同9年・百文の20文規定「地せにの内、よき永楽・大観・嘉定以下うらに文字のあるせに、よき銭の内たるべし」
- 3) 永禄9年(1566)浅井長政「撰銭禁制」われ・うちひらめ二銭のみ撰銭
- 4) 永禄12年(1569)織田信長「撰銭禁制」悪銭の比例使用と善銭との半分宛使用
- 5) 東国大名—武田・後北条・結城などは別—永楽銭—銭へ

(2) 「撰銭禁制」の意義—統一権力たりえぬ地域権力の貨幣統一化できぬ応急政策

- ①藤田五郎『封建社会の展開過程』—「中銭つり上げ令」—悪銭切捨て、中銭の善銭なみの通用—藤田氏の「中銭」日本での私鑄銭
- ②中銭の信用貨幣としての流通効果を狙う—「地せにのうちよき永楽・・・」の流通貨幣流通と権力の信用度（撰銭禁制の30文の永楽銭—粗悪銭＝明制銭の永楽銭

- ③甲斐の「妙法寺記」では「錢飢饉」状況一不景気
 中銭つり上げによる貨幣量の増大によるインフレ効果と景気上昇政策
 浅井長政の永禄九年の撰銭禁制は、売買貸借の困難さ、他国商人が善銭を持ち帰るなどの結果のマイナス効果も予想して禁止するという周到さ（脇田1988）
- ④中銭と善銭の含有率を定める一百文に30文・20文等一力関係に左右されぬ流通貨幣の均質化を図る（和市と強市の問題）—グレシャムの法則の通用の禁止
- ⑤悪銭を撰銭の対象とする
 悪銭＝無文銭の問題＝日本新鑄料足（堺鑄型85.4%嶋谷）—明銭の価値不安定化・—渡来銭中心の貨幣体系からの脱却・独自の通貨を創り出す動きの延長線上（中島1998）
 —悪銭売買の禁止条項の初めての解釈—大名的貨幣経済：庶民的貨幣経済
 善銭・中銭・悪銭—模造私鑄銭と無文銭の技術的相違？—善銭のなかにも地銭あり？
 埋蔵貨幣のなかで中国制銭と鑄型存在の地銭との区別が可能か？ 悪銭鑄造のコスト
- ⑤大内氏の「撰銭禁制」の意義
 金銀両目を京都の大法（1両4.5文）に合わす（文明16）に続く—分国中の貨幣政策
 米売買＝銭（京都法様のごとく）・悪銭を選ぶ—大名を中心とする通貨安定政策
- ⑥信長—悪銭の倍数を三段階に分ける—畿内の相場に順応—悪銭も使用せねば銭不足
 銭百文＝南京二貫文—東福寺文書（小葉田1930）
 善銭・中銭は同等通用（二割半＝2.5倍）
 相場；弘治3年（1557）得地正税米状（東福寺文書）新銭96貫文＝古銭38貫400文
 永禄2年（1559）得地正税米并奉加官銭納支状（同上）新銭3倍・南京10倍
 永正18年（1521）談山神社文書 銅材105貫目＝銭39貫文、
 銅材36貫目＋駄賃＝20貫600文（於和泉堺）
- ⑤東国大名の貨幣政策—悪銭の通用禁止、永楽銭のみの通用を令する—「撰銭禁制」より進んだ貨幣政策—権力も強く、封鎖性強く、自給度も畿内より強い。信用貨幣の通用する条件—畿内より多い。
 ・考古学発掘の永楽銭は均質化、非良質（鈴木1988）。後北条氏＝永楽銭—基準貨幣
 明国に輸出した貨幣と同じく、どこかの大名権力—多分後北条氏製作
- (3)「撰銭禁制」段階の貨幣流通状況と埋蔵銭
- ①貨幣は重くて持ち運べない—為替の発達—鎌倉時代中期—往復とも荷を運送
 ②為替発行には、それだけの裏付けが必要—不渡りにならないため—信用度の問題
 ③世情不穩＝埋蔵銭、土倉の合銭＝預金—徳政＝土倉に適用される。
 ④お金の収蔵に困る—神仏に寄託？—タンス預金の代わり（EX住友）
 ⑤「撰銭令・禁制令」都市的な場所に残る—金融業者に緡の仕方を提示したもの
 緡＝銀行の封印のごときもの
- ⑥埋蔵銭と市中流通銭の問題—乗谷出土銭（宋銭多し—私鑄銭の割合？）
 善銭といわれる宋銭—これも「地ぜにのうちよき〇〇」？
 考古学の成果や同位体元素の分析などを利用し、私鑄銭の度合いを確かめ、私鑄銭通用の経済効果を考察

〔参考文献〕

- 小葉田淳『日本貨幣流通史』刀江書院、初版?、1969
- 佐藤進一「室町幕府論」『岩波講座 日本歴史』中世3、1963
- 田中健夫「中世海外貿易の性格」『日本経済史体系』中世2、東京大学出版会、1965
- 佐々木銀弥「海外貿易と国内経済」『講座日本史』3、東京大学出版会、1970
- 桑山浩然「室町幕府経済機構の一考察」『史学雑誌』73-9号、1964
- 藤田五郎『封建社会の展開過程』御茶の水書房、
- 網野善彦「貨幣と資本」『岩波講座日本通史』中世3、1994
- 笠松宏至『日本中世法史論』東京大学出版会、1979
- 足立啓二「東アジアにおける錢貨の流通」『アジアのなかの日本史3』東大出版会1992
- 斯波義信「16・17世紀における中国の海事交渉における銀需要」石見銀山総合調査報告書『石見銀山』第4冊、歴史文献調査団編、1999年、
- 嶋谷和彦「堺出土錢鑄型の要点整理」『わが国における錢貨生産』出土錢貨研究会1997
- 前川祐一郎「戦国期京都における室町幕府法と訴訟—撰錢令と徳政令を中心に」勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』山川出版社1996
- 永原慶二「伊勢商人と永楽錢基準通貨圏」『知多半島の歴史と現在』1993 同氏著『戦国社会史論』所収
- 中島圭一「日本の中世貨幣と国家」『歴史学研究』No.711、1998
- 鈴木公雄「出土錢貨からみた中・近世移行期の錢貨動態」同上
- 井原今朝雄「宋錢輸入の歴史的意義—沽価法と錢貨出挙の発達—」『錢貨—前近代日本の貨幣と国家』2001
- 脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』御茶の水書房、1969
- 同 「室町期の経済発展」『岩波講座 日本歴史』中世3、1976
- 同 『日本中世都市論』東京大学出版会、1982
- 同 『室町時代』中公新書1985
- 同 「対外貿易と国内商業」田中健夫編『海外視点日本の歴史7 大明国と倭寇』ぎょうせい、1986
- 同 『大系日本の歴史7 戦国大名』小学館、1988
- 同 「物価から見た日明貿易の性格」宮川秀一編『日本史における国家と社会』思文閣出版1992、(英語版ロナルド・トビ訳2002)
- 同 「日本中世の貨幣と市場構造」『出土錢貨研究会第5回研究会報告要旨 信長入洛の時代』出土錢貨研究会、1998
- 石見銀山歴史文献調査団編『石見銀山』思文閣出版、2002

史料 1 延曆一七年(七九八)一〇月一九日の官符の第二条

一禁「官交易物失」時致損「事」
右時物有「貴賤」。宛価異「高下」。夏「純秋穀色」教既多。如聞。諸国交易先立「沽価」。貴時強「与賤価」。賤時許「注貴直」。遂事「割截」。枉規「利潤」。蠢「民害」政莫「甚」於斯。「宜」改「前過」不「得」重犯。「仍候」物賤之時「宛」和市之価。「依」実申「官」。不「得」奸截。「如有」不「悛」。罪同「上条」。

史料 2

〇一八三 東大寺諸國封物來納帳 〇東南院文書四ノ三

(表裏) 諸國封物來納 寬平年中

諸國封物來納 寬平年中日記之、

大和國

白米卅八斛四斗

油六斛八升八合

伊賀國

錢四貫六百八文 仕丁二人日功料 別人二貫三百四文

米二百八十七斛三斗一升七合二夕五撮

九十五斛五斗 調糸百九十一絢直別五斗

五十一斛三斗 庸米

百廿九斛八斗一升七合二夕五撮 租白米百八

斛一斗八升一合四撮代

十斛七斗 仕丁二人養米

油一斗六升一合 中男作物料

近江國

錢三百七十一貫二百廿四文

二百十四貫三百十二文 調絹百卅二疋五丈二

尺五寸代 別疋一貫五百文

百五十貫文 租穀六百斛直 別斗廿五文

六貫九百十二文 仕丁三人日功料

米百六十八斛三斗四升

百五十五斛五斗 庸米

十二斛八斗四升 仕丁三人養米 各四斛二斗八升

油七斗二升

(4、)

美濃國

錢九十一貫七百七十六文

冊二貫五百六十文 調絹廿八疋二丈二尺五寸代

別疋一貫五百文

冊貫文 租穀四百斛直別斗十文

九貫二百十六文 仕丁四人日功料沽收

米卅二斛七斗 庸米

油一斗七升五合 中男作物

駿河國

錢冊四貫五十文

十七貫文 調絹卅四疋代別疋五百文

三貫百五十九文 庸布六十三段七尺沽直別段五

十三貫九百五十五文 租穀三百卅八斛八斗八升

三合沽直 別斗四文

七百廿文 中男作物紙千四百冊張沽直別枚五分

九貫二百十六文 仕丁四人日功料沽直

下野國

錢百一十一貫六百五十五文

五十五貫五百卅五文 調庸布千百十端二丈九尺

沽直 別端五十文

卅貫文 租穀一千斛沽直別斗三文

三貫八十文 中男作物紙九千二百冊張沽直別張三張

廿三貫卅文 仕丁十人日功料沽收

(下略)

〇二五七 東大寺封戶莊園并寺用帳〇東南院文書三ノ三十二

(表題)
「東大寺封戶莊園并寺用」
「天曆四年」

九百五疋□ □調

冊疋四丈□ □養絹

糸三百二絢六兩

綿千三百九十二屯

九百廿二屯調

四百廿一屯庸

十屯中男作物

調布千五百九十一端一丈九尺

九百二端調五□ □

仕丁養商布三百段

庸布七十四段一丈四尺

商布三百六十段

中男作物

油九斛七斗三升四合

紙二万四千五百六十張

和布九十斤

黑葛五十斤

白米四百九十斛二斗一升三勺一撮

黑米千二百七斛五斗四升六勺

二百六十五斛一升八合六勺租代

九十五斛五斗調代

七百二斛八斗五升庸

百卅四斛一斗七升二合仕丁養

稻三百八十束

大豆六十二斛四斗

小麥十斛

封租穀二千七百五十二斛五斗一升一合

鹽廿五斛三斗五升 料堅鹽

仕丁七十二人

(十六力)
六十人見役

五十六人國未到

日功錢百十八貫九百卅四文 人別二貫百廿四文

(中略)

駿河國百戶

調絹卅四疋四丈五尺

卅疋二丈益頭郡五十戶料 益頭郡、廿三疋三丈富士郡五十戶料 久貳鄉、廿時充六百沾之、若沾

庸布七十四段一丈四尺

卅六段一丈一尺益頭郡、廿八段富士郡、段別充六十文辨之

中男作物紙千九百廿張

九百八十張益頭郡、九百卅張富士郡、見紙辨之

租穀四百斛

每郡二百石、斗別直充五文沾之

仕丁四人

見役一人、國未到三人、日功錢六貫三百七十二人、養商布六十段、

下野國二百五十戶

調庸料調布千百十端一丈九尺

七百九十五端一丈四尺調、三百十五端五尺庸、端別充

六十文辨之、沽法卅文

二百廿二端二丈四尺足利郡五十戶料、二百卅端二

丈六尺梁田郡五十戶料、二百五十三端一丈四尺都

賀郡五十戶料、二百五十三端二丈八尺芳賀郡五十

戶料、百卅端七尺鹽屋郡五十戶料、

(下略)

史料 3 「尾張國郡司百姓等解」

一、請被裁断例數官法外、(率分脱)加徵段別租稅地子准額十三束事、
 右謹案物情、(中略)抑件率分加徵物、或令春運米色、或宛負交易絹布糸綿菜油等、宛直絹者足別四五十束、手作布八束以上、信濃布麻布五六束以下、糸綿油菜芋等直不幾、其隨即徵使面と所責取土毛供給料物等、過於本物、有於五六倍、仍有堪之聲者、乍歎弁濟、不堪之民者、削跡逃亡……………

史料 3 の参考史料 延喜一四年八月八日の官符

一、応定諸國地子交易絹綿調布商布鉄等整価數事
 伊勢國 絹六十疋 直三千六百束足別六十束
 駿河國 商布五百段、直五千束段別十束
今定一疋六束

(中略)

右得同前解備、諸國物価。各有差別。勘納之例。何得一同。而承前之例。不依國法。不論貴賤。定納絹一疋直絹五十束。綿一屯直五束。調布商布鉄整等之無准的。凡物直高下。國例各異。何依一例。為諸國法。加以件等物価。未有所拋。稽之政途。似无堤防。望請。因循年来所進地子帳価數。便為定法。但取物之日。令主計官人准定価法。注數日収。有魚惡者。即減其直。自余雜物依同帳価。將為勘定。若物直過限并不填減直。同拘稅帳者。同宜奉勅依請。

史料 4

○六三一 上總國雜掌調成安解案○東南院文書二ノ一

上總國雜掌解 申進上東太寺御封代手作布事

合

長久三年料百五十烟 代准(錢)六十二貫七百廿文
 調細布百七段二丈一尺五寸代八貫六百文
 望陞布五十段 代三貫五百文
 庸布八十七段七尺 代四貫三百六十文
 租穀六百石 代十九貫八百文
 中男作物荏油八斗三升 代八貫三百文
 御封丁六人 代十八貫百六十文
 同四年料 同前

并准錢百廿五貫四百冊文代上品手作布冊一段三丈
 右、件代進濟如件、以解、

永承元年五月九日雜掌調成安

○六三二 前近江守藤原某切符案○東南院文書二ノ一

下常孝 前近江守藤原朝臣

可下上品手作布肆拾壹端參丈事

右、東大寺長久三四年御封代准錢百廿五貫四百冊文
 代、所下如件、

永承元年五月九日

○前號文書ノ
奥ニ記ス。

史料5

○六七八 某國雜掌秦成安解○中村雅真氏所藏文書

秦成安解 申注進金光明寺御封所濟勘文事

合

永承五年料御封五十烟 代用紙千十一帖卅枚

調繩廿四疋七尺五寸疋別五百文 代廿四石一斗 疋別一石
代十六貫八百七文料

紙五百六十二帖卅枚

庸布卅六段七尺段別卅文 代二石一斗七升 端別六升

中男作物紙七百六十張 准十五帖十枚 料用昏冊八帖
代米七斗六升 帳別一合

租穀百卅四石六斗二升代信乃布卅三段三丈段別卅文
石別六升

料二百〇帖

封了養調布六十端 代米三石六斗
二人別七十帖代帖百卅帖

同二三四并三箇年 色目同前

并准用紙肆仟肆拾陸帖貳拾枚
米百卅石六斗三升四合

所濟百廿二石二斗一升

四千卅六帖廿枚 四年九月十日使行禪請文

未濟十九石三斗四升三合五夕之中

一石四斗二升四合 未濟

八石一斗九合 前分

八斗一升九夕 料

右件四箇年料、所濟勘文注進如件、以解、

永承五年二月廿五日 雜掌秦成安(花押)

○「東大寺印」十五アリ。

史料6

○七五二 若狹國東大寺封物注進狀○東南院文書二ノ一

注進

若狹國御封之内絹布日記

合

八丈絹九疋之 一疋上直十疋 六疋直各七丈

二疋直各八疋

已上六十八疋

品絹十五疋

細布三端五丈布一端、直三疋、六丈布二端、各三疋、

太手作布六端各一疋充

已上卅疋

惣合玖拾捌疋

右御封納物之内、所注進如件、

天喜三年十二月十四日

權寺主大法師(花押)

史料7 東京大学文学部所藏東大寺文書

敬白 天判起請文事

右件子細者、大部庄去年、貢事、依返抄之失錯・和市之違目、可為貞玄之弁之由、蒙御衆議之条、難堪之次第也。如度、披露申、出見米之返抄之事者、神人等以代錢、雖令運納、散用之落立者、可遂見米之結解之上者、為内々存知、以當時之和市、付見米之成立、給哉之由、令申之間、不取入是非、任申請、書与之許也。然則、書与件返鈔之後、云米主、云貞玄、忿取錢、可成見米之由、度々雖被觸仰、神人等多分令在庄候、少々之輩難計之旨、每度返答。至三月之比、始沙汰人之集會之時、給見米之返抄之由、申出了。奸謀之企頭然候歟。此等之子細、云惣寺、云沙汰人、大略皆御存知之御事候哉。所詮者、依身之乙度、致非分之弁之条、尤以不便之次第也。而如承及者、若為乙度者、一度者、縱雖為失錯、兩三度之返抄サノミ可為謬歟、非無御不審之由、有其御沙汰云々。実雖為其事、曾以別子細、自神人等之手、賄路ヲモ取り解文ヲ入サセ私曲ヲ□テ不出返抄。又其外聊ナリトモ存身之利潤、返抄之儀無之。神人等者、存後日之謬□、雖令乞索見米之返抄、於貞玄者、更々不□別心、偏是乙度之至也。然者、只依身之乙度、致莫大之損失之条、爭無御優恕哉。次神人等取錢、成米事難治之由、令申之處、サラハ下人ヲヤトハアセ、為沙汰人之沙汰、可成米之由、貞玄令申之旨、勝賢申之。此条不足言之申状也。况、神人等之難治之由、令申者、沙汰人請取之、可有何利潤哉。無跡形之虚誕也。足御□迹者哉。神人等無遁方之余、令申胸臆之謀言之条、尤可有禁御沙汰者哉。所詮、此等之条々々々、為遁当難、令構申虚言者、奉始梵王・帝尺・四大天王・三界所有天王・天衆、日本國中大小神祇、殊ニハ大仏・四王・八幡三所、別二月堂大聖觀自在尊、當時所流布之行疫神之神符・冥罰お、每貞玄之身八万四千毛孔、罷蒙、現世ニハ受白癩・黒癩之病、後生ハ□無間大城之底、永不可有出離之期之状如件。

正安元年六月廿五日

貞玄